1. 障害者手帳

1)身体障害者手帳



身体に障がいがある方が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がい の程度により 1 級(重度)から 6 級(軽度)まであります。つくばみらい市が発行します。

対象	者	視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいがある方
窓		社会福祉課
手	続	下記を参照してください
備	考	平成 19 年 4 月 1 日以降の新規手帳交付者のうち、一部の疾病による 障がいの方は、再認定期間がありますので再交付申請が必要です。

<必要なもの>

手続の種類		写 真	診断書	手 帳	個人番号
初めて交付	2枚	0		0	
再交付申請	障がいの程度が変わったとき	1 枚	0	0	0
	障がいが追加になったとき	1 枚	0	0	0
	手帳を紛失したとき	1 枚			0
	手帳を破損したとき	1 枚		0	0
変更届	住所が変わったとき			0	0
	氏名が変わったとき			0	0
死亡、障がいに該当しなくなったとき				0	0
保護者名が変わったとき (手帳所持者が 15 歳未満)				0	0

※写 真:タテ4cm×ヨコ3cm、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの。 (※プリンターで印刷した写真及びポラロイド写真は受け付けられません)

※診断書:所定の身体障害者診断書・意見書(窓口にあります)で、県が指定する 医師が作成したもの。ただし、診断書は作成されてから3か月以内の ものに限ります。

※個人番号:申請者本人の個人番号がわかるもの(通知カードの場合、身元確認のため写真付身分証明書等が必要になります)。

※市外へ転出したときは、転出先の市町村障がい福祉担当窓口に手帳を持参し、居住地変更の届けをしてください。

注意: 障がい者本人が障がいを有しなくなったまたは死亡した時は、速やかに 手帳を返還してください。

2) 療育手帳

知

知的障がいのある方が様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により〇(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)があります。茨城県知事が発行します。

対	象者	児童相談所または県福祉相談センターで知的障がいと判定された方
手続	新規申請の場合	 ・児童相談所または県福祉相談センターへ判定の予約をしてください。 ・判定日にあわせて手帳の交付申請手続をしてください。 ・写真(1枚)をご用意ください。 ≪窓口(問合せ先)≫ ●茨城県福祉相談センター(満 18歳以上) 〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 Tel 029-221-0800 ●土浦児童相談所(満 18歳未満) 〒300-0812 土浦市下高津 3-14-5 Tel 029-821-4595
	新規以外の場合	各種手続は下記を参照ください。窓口 社会福祉課
	再判定の場合	児童相談所または県福祉相談センターへ再判定の予約をしてください。療育手帳をご用意ください。

<必要なもの>

手続の種類		写 真	手 帳	個人番号	
他都道府県から転入したとき(交付申請)		1 枚	0	0	
再	手帳を紛失したとき	1 枚		0	
再交付申請	手帳を破損したとき	1 枚	0	0	
	記載欄余白がなくなったとき	1 枚	0	0	
軍	住所が変わったとき		0	0	
	氏名が変わったとき		0	0	
死亡したとき			0		

※写 真:タテ4cm×ヨコ3cm、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの (※プリンターで印刷した写真及びポラロイド写真は受け付けられません)

※市外へ転出したときは、転出先の市町村障がい福祉担当窓口に手帳を持参して、 居住地変更の届けをしてください。

注意: 障がい者本人が障がいを有しなくなったまたは死亡した時は、速やかに手帳を返還してください。

3)精神障害者保健福祉手帳

精

精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約のある方が、医療や福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障がいの程度により 1 級(重度)から 3 級(軽度)まであります。茨城県知事が発行します。

対象者	精神の疾患により、日常生活または社会生活に制約のある方
有効期間	2年
窓口	社会福祉課
手 続	下記を参照ください

<必要なもの>

手続の種類		写真	診 断書	障害年金証書等	手 帳	個人番号
初めて交付申請するとき		1 枚	(O) _{まが}	(O) Eは		0
更新するとき		1 枚	(〇) ま	たは (O)	C	0
障がいの程度が変わったとき		1 11		213 (0))	
再交付申請	手帳を紛失したとき	1 枚				0
	手帳を破損したとき	1 枚			0	0
変更届	住所が変わったとき				0	0
	氏名が変わったとき				0	0

※写 真:タテ4cm×ヨコ3cm、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの (※プリンターで印刷した写真及びポラロイド写真は受け付けられません)。

※診断書: 所定の診断書で、初診日から6か月を経過した日以後のもの(用紙は窓口にあります)。

※年金証書等:精神の障がいを理由に年金が支給されている場合、年金証書等の写し等 (年金証書番号が記載されている書類)で手続できます。

※個人番号:申請者本人の個人番号がわかるもの(通知カードの場合、身元確認のため、写真付身分証明書等が必要になります)。

※市外へ転出したときは、転出先の市町村障がい福祉担当窓口に手帳を持参し、居住 地変更の届けをしてください。

4) 障害者手帳診断書料助成について

身•精

内 容	身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳を、新規で取得するために必要な医師の診断書にかかる診断書料の半額を市で助成します(助成の限度額は3,000円まで)。※ただし、過去5年の間に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方が、新規で手帳を取得するための診断書料は、対象となりません。
必要書類	手帳診断書料補助申請書、診断書料の領収書、本人または手帳交付申請者名義の預金通帳
窓口	社会福祉課